

ひとり暮らし高齢者の方などの

外出を支援します

大山町では、外出が困難な方のために福祉タクシー事業および外出支援サービス事業に取り組んでいます。どうぞご利用ください。

10月1日から内容を一部改正しました

福祉タクシー



【対象者】

○高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する方
 ア おおむね65歳以上で、一般の交通機関の利用が困難な方
 (介護保険の要介護と認定された方を除く)

イ おおむね60歳以上で、下肢が不自由な方で一般の交通機関の利用が困難な方
 ○身体障害者手帳「1級」、「2級」をお持ちの方
 ○療育手帳「A」をお持ちの方
 ○精神障害者保健福祉手帳「1級」をお持ちの方

【利用者負担】

タクシー乗車代金の3分の1
 ただし、町外(医療機関を除く)が目的地の場合は、町内分
 タクシー乗車代金の3分の1

外出支援

【内容】

移送用車両により利用者の居宅と医療機関の間を送迎します。利用回数は週1回まで(人工透析の場合は週3回まで)

【対象者】



○介護保険の要介護と認定された方で、一般の交通機関の利用が困難な方
 ○身体障害者手帳「1級」、「2級」、「3級」(下肢機能障害は「3級」)

◆問い合わせ
 福祉保健課
 ☎0859・54・5207

「4級」を含む)、療育手帳

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、単独での移動が困難であり一般の交通機関の利用が困難な方

【利用者負担】

片道料金	利用料金
0～5km	200円
5～10km	300円
10～15km	500円
15～20km	700円
20～25km	900円
25～30km	1,000円
30～35km	1,200円

※福祉タクシー事業と外出支援サービス事業との併用はできません。

鳥取県立皆生養護学校

学校公開 & 作品展のお知らせ

【とき】

10月26日(月)～29日(木)
 9時～正午

【ところ】

鳥取県立皆生養護学校
 米子市上福原7・13・4

【問い合わせ】

皆生養護学校
 支援部 渡部・広江
 電話 22・6571
 FAX 38・3485

